新型コロナウイルス感染症関連の主な対策をお知らせします

令和2年5月15日時点

新型コロナウイルス感染症予防対策における生活の維持・回復のための支援策として、次の事業 を行っています。

▶給食費無償化(市単独事業)

問 学校教育課 ☎(55)7136

子育て世代への負担軽減を目的として、市内小中学校の給食費を無償化します。

象:市内小中学校で提供する給食の費用

対象期間: 学校給食再開後6か月間 申請方法:原則、手続きは不要です。

> ただし、市内に住所のある小中学生で、給食費無償化の対象とならない方につい ては、別途申請により支援を受けられる場合があります。詳しくは、市ホームペー

ジをご覧いただくか、学校教育課までお問い合わせください。

◆上水道基本料金の免除(市単独事業)

問 上水道課 ☎(55)7146

問 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎(55)7100

市民生活並びに経済活動を支援するために、上水道の基本料金を免除します。

対象 者:①市内の水道事業者と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯および

②市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者

対象期間:令和2年8月~令和3年1月利用分(6か月分)

申請方法:原則、手続きは不要です。

ただし、市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者は、別

途申請手続きが必要です。後日、個別に通知します。

▶特別定額給付金(国事業)

問 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎(55)7100

家計への支援を行うため、世帯構成員1人につき10万円を給付します。

対 象 者: 基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方

受給権者:給付対象者の属する世帯の世帯主

申請方法:①郵送申請方式

申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに同封した返信用封筒を 使用して返送

②オンライン申請方式

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトからオンラインで 申請

申請期限:8月14日(金)

※感染拡大防止のため、給付金は郵送またはオンラインでの 申請にご協力ください。

詳細などはお電話でお問い合わせください。

★5月中旬に申請書を各世帯へ送付しています。 申請書を受理した後、速やかに給付金の振り込みを 実施しています。



《総務省:特別定額給付金》